

平成29年6月27日

川西市議会議長

久保義孝様

建設文教公企常任委員長

大崎淳正

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設文教公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成29年6月19日）

1. 議案第40号 訴えの提起について

<p>議案の概要</p> <p>川西市花屋敷1丁目488番の土地について、登記名義人の相続人である相手方に対し、時効取得を原因とする土地所有権移転登記手続請求の訴えを提起するにつき、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 昭和45年に売買契約を締結し、支払いも完了していながら所有権移転登記を行っていない要因には何が考えられるか。</p> <p>答 今となっては正確な要因はわからないが、登記名義人が昭和45年7月に死亡後、同年9月には相続人と売買契約が締結され、工事、供用開始といった非常に厳しいスケジュールの中で事業が進められていることから、何らかの理由で未了となったものと推察される。</p> <p>問 当該土地に対する課税状況を伺いたい。</p> <p>答 課税は行っていない。</p> <p>問 当該土地は花屋敷団地建て替え用地の一部であり、複数の相続人に対する交渉や訴訟には相当の時間を要すると思われるが、建て替え工事が遅れる可能性はあるのか。</p> <p>答 本議案の議決後、早急に手続きを進める。判決は最短で2～3カ月程度で得られると見込んでいるが、諸手続きがスムーズに進められるよう相続人に対しては丁寧に対応していく。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

2. 議案第44号 川西市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>川西市立牧の台幼稚園と川西市立緑保育所を統合し、新たに幼保連携型認定こども園として「川西市立牧の台みどりこども園」を設置するため、条例を制定しようとするもの。</p>
--

質疑の概要

問 第5条中「保育料は、別に条例でこれを定める」、第6条中「この条例の施行に関し必要な事項は、規則を定める」とそれぞれ規定しているが、これらの例規はいつ整備するのか。

答 保育料については、本年9月定例会で新たな条例を提案する予定であり、議決後に公表する。その他の規則は、教育委員会での審議、議決を経て8月から9月に制定する。

問 付則第4項で緑保育所廃止を規定しているが、待機児童が解消しない現状を踏まえると、残すべきである。市の見解を伺いたい。

答 同保育所を継続して使用するには、耐震対策や施設整備が必要となる。待機児童は、小規模保育所の整備や民間認可保育所の定員増など、民間法人の力を活用して解消する方向である。

問 牧の台幼稚園と緑保育所を統合する形で初めて公立の認定こども園を整備するが、スタートするに当たり、統合に伴う事務の煩雑化への対応や、幼稚園と保育所で異なる職員の待遇面の整理はいかに行うのか。

答 事務については、ICT化によりカバーしたい。待遇面については、現在幼稚園と保育所の双方の職員と協議を行っており、給与面の問題も含めて検討中である。

答 原則として待遇面は一本化の方向で検討を進めており、職員と話し合い、十分理解を得た上で対応したい。

問 私立園の状況を見ると1号認定の子どもは今後減少傾向が予想され、その定員を2号や3号へ割り当てるといった柔軟な対応がいずれ求められると思うが、どう考えているのか。

答 1号認定の減少は全国的にも見通しが立っているところであり、今回の1号認定の定員は、現在の牧の台幼稚園の定員を下回る形で設定している。今後恒常的に定員に空きが出るようであれば、2号、3号へ割り当ててことを検討したい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

3. 議案第45号 川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 <p>平成30年4月に川西市立幼保連携型認定こども園を開園することに伴い、川西市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園区設定等に係る調査、審議について、市の附属機関である「子ども・子育て会議」の担任事項に含めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
質疑の概要 <p>問 就学前の施設と小中学校が連携することは重要である。今回の改正のように認定こども園と幼稚園の園区設定を校区審議会から分離することは妥当でないと考えるが、いかがか。</p> <p>答 連携の重要性については全く同感であるが、園の配置や運営といった就学前の施設のあり方と園区の設定は不可分であり、子ども・子育て会議で一体的に議論する方が、子どもたちにとってよりよい状況が実現できると考えたものである。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

4. 議案第46号 川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 <p>平成30年度末をもって川西市立松風幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
質疑の概要 <p>問 廃園に対して、市民から存続を求める署名が多数提出されていたが、これに対する所感を伺いたい。</p> <p>答 署名については非常に重く受け止めており、子ども・子育て計画策定時に寄せられた多数のご意見に対しても同様である。このため、当初の廃園予定を平成31年3月末まで1年遅らせる形で、多少なりとも配慮させていただいた。しかしながら、子どもの入園状況を考慮すると、廃園はやむを得ないとの認識である。</p> <p>問 同園では地域の未就園児を受け入れる、まつのこクラブやげんきっこクラブといった取り組みを行い、4歳児クラスへの入園をスムーズにしてきた経過があるが、廃園予定のため、平成30年度は4歳児の入園を募集しないとのことである。これらクラ</p>

ブの存続と、募集との整合について伺いたい。

答 両クラブについては、基本的には廃園と同時に終了するものと考えており、廃園までについては、4歳児の入園を募集しない最終年度の実施は適当でないと考えますが、地域の希望状況によっては実施する方向で検討する必要があると認識している。

問 松風幼稚園の園区は、廃園後はどの幼稚園に引き継がれるのか。また、地理的事情により他園に入園することは可能かどうか伺いたい。

答 廃園後は全域が多田幼稚園の園区となる。園区外の入園については、受け入れ先の幼稚園の定員に余裕があれば可能である。

問 最終年度は5歳児9人の1クラスのみになる見込みだが、行事開催などに対する配慮はどのように考えているか。

答 多田幼稚園と連携しながら、行事等を行っていきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

5. 議案第47号 川西市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

川西市病院事業に指定管理者制度を導入するために必要な、指定管理者の公募及び利用料金などに係る規定を追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案を提出した背景には、財政的に見て、質を維持した状態で市として医療体制を提供できなくなる恐れがあったということか。

答 現在の川西病院は老朽化・狭隘化^{きょうあい}が著しく、ここ何年かの間に何らかの手立てが必要であるが、来年度予想される診療報酬改定を視野に入れると、現状の診療体制のまま病院経営を継続するのは大変厳しい環境となる。

答 このままだと現在の川西病院の経営状況では建て替えできないため、リスクを抱えて経営を継続することになり、経営が成り立たなければ赤字は拡大する。これに対し、市としてこれまでは何とか支えてきたが、支えられない局面になったとき、政策医療や公的医療が提供できなくなることは避けたいという思いである。

問 さきの5月1日に（仮称）川西市立総合医療センター構想案（以下「構想案」とい

う。)が示されたが、市民への説明について、これまでの状況や今後の方向性を伺いたい。

答 市民から依頼を受け、これまでに出席講座で5回説明しており、今後も2～3回予定している。市として、小規模の集会等でも、いつでも行かせていただく考えである。市からの説明会については手法等について調整中であり、なるべく早く実施したい。

問 過去の調査やパブリックコメントの意見では、市域北部での建て替えや、公立病院としての存続を希望する意見が多かったが、これに対する市の認識を伺いたい。

答 市域北部での立地を希望する意見が多かったことはもちろん承知しており、これに対してどのような体制がとれるのかということについて検討した結果、市として現時点でできる精一杯の内容を構想案で示したつもりである。

問 指定管理料には、地方交付税で財政補^{ほてん}填を受けた金額を支出するとのことであるが、交付額は周産期や小児科といった政策医療を含めて賄うことができる金額なのか。また、指定管理者が経営悪化に陥った場合は、市が補填するのか。

答 賄っていけるかどうかは指定管理者の経営手腕が大きく関わると考えているが、しっかり経営していただくことに対し、市の責任としてお支払いするものである。また、非常に厳しく難しい経営になると思うが、赤字が出たからといって市が補填することはない。

問 指定管理者の経営が良好でなくなると、政策医療の縮小が危惧される。医療環境や国の制度が変わる可能性は十分にあるため、20年先に経営が成り立っているかどうかは疑問だが、いかがか。

答 構想案の財源フレームはしっかりと構築したものであるため、経営は整うものと考えている。20年先を見据えた構想であるため、災害など現時点で想定し得ないリスクはあるが、通常考えられる中ではこのフレームは最善のものと認識している。

問 指定管理者制度が導入されると、現在の病院職員の身分及びその後の処遇はどうなるのか。また、これに関して職員の理解は得られているか。

答 職員は地方公務員法上の分限免職となり、市としては、退職後は新しい医療法人へ極力移っていただきたいと考えている。職員には5月に説明し、職員組合とも頻りに情報交換はしているが、簡単には理解してもらえない内容であると思っている。今現在は、窓口を設置して職員と話し合いをしており、今後も丁寧に対応したい。

問 現在の処遇と指定管理者となる医療法人の処遇とは待遇に差が生じる可能性があるが、その是正に市は責任を持って対応するのか。他方、公務員として引き続き職務を継続したいという希望は叶うのかどうか、伺いたい。

答 5月の説明会では、処遇等について市として可能な限りの対応を職員に約束しており、指定管理者決定後は、責任をもって交渉を進める。人生設計がかかったことでもあるため、引き続き公務員の身分を希望する職員には、さまざまな面から対応していかなければならないと考えている。

問 全国で公立病院が指定管理や独立行政法人化した例を見ると、患者が負担する諸費用の値上がりが散見されるが、川西病院の場合はどのように考えているのか。

答 診療費用についてはもちろん負担に変化はない。ただし、個室使用料や文書発行手数料等は、指定管理者と協議の上、調整することになる。

答 これらの利用料金は、条例に規定される内容であるので、議会で審議いただくことになるが、金額設定に当たっては新病院の設備、機能を考慮することになる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

6. 議案第48号 平成29年度川西市一般会計補正予算（第1回）

議案の概要

第1表 歳出第4款衛生費。

第2表 継続費補正

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第4款 衛生費

問 病院事業経営改革推進事業として委員報酬34万3000円が計上されているが、この会議の概要と開催予定について伺いたい。

答 新病院の指定管理者選定委員会委員の報酬であり、委員数は6名（医療関係者4名、公認会計士1名、学識経験者1名）の予定で、会議の内容が専門的であるため、資料の確認等を含め数回は集まってもらう必要があると考えており、予算は5回分として積算している。

問 当該選定委員会は公開されるのか。非公開であるとするれば、事後の公開や資料

公開についてはどうか。

答 選定委員会なので審査は非公開と考えている。ただし、選定基準については議会に説明し、審査内容や結果、講評等については直ちに公開したい。

(2) 第2表 継続費補正

問 (仮称)市立総合医療センター基本構想策定の業務委託料について、業務内容及び2カ年で3000万円という金額の算定根拠を伺いたい。

答 指定管理者選定、基本調査、基本構想・基本計画策定の一連の作業を補助するものであり、今年度は基本構想まで、来年度は基本計画書策定を主に予定している。金額については、数社から見積もりを得て、これを2年間で案分している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決 (賛成多数)